令和6年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和6年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出 霧島市長 中 重 真 一

記

令和6年度霧島市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		17, 932, 559, 807	16, 378, 499	1, 017, 879, 344
議会の議決による処分額		359, 896, 753	0	△917, 836, 353
	減債積立金の積立て	0	0	△14, 000, 000
	建設改良積立金の積立て	0	0	△543, 939, 600
	資本金に組入れ	359, 896, 753	0	$\triangle 359, 896, 753$
処分後残高		18, 292, 456, 560	16, 378, 499	(繰越利益剰余金)
				100, 042, 991

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和6年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。